

令和7年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月9日開会～12月10日閉会

双葉町議会

令和7年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (12月9日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	6
行政報告	6
発言の訂正	9
議案第52号から議案第64号までの一括上程	9
発言の訂正	11
一般質問	11
3番 小川 貴永 君	11
1番 渡部 昭洋 君	15
4番 伊藤 哲雄 君	20
発言の訂正	23
発言の取消し	24
6番 菅野 博紀 君	24
2番 山根 辰洋 君	33
散 会	44

第 2 日 (1 2 月 1 0 日)

議事日程	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	4 6
開 議	4 7
議事日程の報告	4 7
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 8
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	5 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	5 9
議員派遣の件	5 9
閉 会	5 9

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

7 双葉町告示第 5 3 号

令和 7 年第 4 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1 . 期 日 令和 7 年 1 2 月 9 日 (火)
午前 9 時 3 0 分

2 . 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 渡部 昭洋 君
3番 小川 貴永 君
5番 作本 信一 君
7番 高萩 文孝 君

2番 山根 辰洋 君
4番 伊藤 哲雄 君
6番 菅野 博紀 君
8番 岩本 久人 君

○不応招議員（なし）

令和7年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火曜日）午前9時30分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉町議会行政視察報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第52号 双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 西郷内橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について
- 日程第12 議案第58号 深谷こ線人道橋撤去工事に係る協定の一部変更について
- 日程第13 議案第59号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第60号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第61号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第62号 令和7年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第63号 令和7年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第64号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 一般質問

3番 小川 貴永 君

1番 渡部 昭洋 君

4番 伊藤 哲雄 君

6番 菅野 博紀 君

2番 山根 辰洋 君

散 会

○出席議員（ 8 名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティー センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 農事局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、小川貴永君、4番、伊藤哲雄君を指名いたします。

会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、12月2日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月10日までの2日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月10日までの2日間に決定しました。

諸般の報告

○議長（岩本久人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉町議会行政視察の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

また、これまでに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

委員長報告

○議長（岩本久人君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、作本信一君。

（産業厚生常任委員長 作本信一君登壇）

○産業厚生常任委員長（作本信一君） おはようございます。産業厚生常任委員長の作本信一です。産業厚生常任委員会において、所管事務調査を実施いたしましたので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

事件名は、災害対策についてであります。今回の調査は、町内への居住者や一時滞在者が今後増えることが予想されることから、災害対策の現状を把握し、提案を行うことを目的として令和7年10月10日、11月14日の2回行いました。

調査では、災害対策の現状を把握するため、次の事項について住民生活課に対し、ヒアリングを実施させていただきました。災害協定の締結の現状と今後、地域防災計画における災害対策等に必要な物資供給業者の責務の対象範囲、防衛省との協定締結、避難周知の方法、避難ロードマップ、災害時の職員の体制、備蓄倉庫の位置と備蓄倉庫にある非常食や備品、期限が切れた備蓄品の対応、避難所、災害演習の内容、地域防災計画における住民の責務の住民への呼びかけ、自助を促す取組。

以上調査を踏まえ、当委員会から次の6点を提言いたします。

- 1つ目、高台に現存する公共施設を応急的な備蓄倉庫として活用すること。
- 2つ目、災害に関する各種協定の内容を見直し、新たに物資供給協定を締結すること。
- 3つ目、町内の教育施設に災害対策の観点からプールを設置すること。
- 4つ目、災害時を想定した防災訓練を行い、備蓄品をローリングストックすること。
- 5つ目、各備蓄倉庫の在庫管理表を職員が把握できるよう掲示すること。
- 6つ目、災害時の対応をまとめた冊子を作成すること。

以上申し述べ、産業厚生常任委員会からのご報告といたします。

○議長（岩本久人君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

行政報告

○議長（岩本久人君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和7年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月8日、明治安田生命相互会社いわき支社と地域の安心・安全や健康づくりなど、町民サービスの向上を図ることを目的とした包括連携協定を締結しました。今後は、包括連携協定に基づいて、各種行事等における健康相談などを実施してまいります。

9月12日、双葉町敬老会を開催し、県内外から100名を超える方々に参加いただきました。式典では、6組の金婚夫婦に株式会社福島民報社から表彰状と記念品が贈られました。敬老会式典後は、行政区に分かれた昼食交流会が行われるとともに、タレントのなすびさんと鏡田辰也アナウンサーの特別ステージが開催され、出席された皆さんは終始和やかな時間を過ごされていました。

9月20日、「双葉町はたちを祝う会」を開催しました。二十歳を迎えた6名の方が出席され、鏡開きやダルマの目入れなどを行い、未来に向けて誓いを新たにす姿に大変心強く感じました。

また、翌21日にかけて、今年度18歳から20歳を迎える町民を対象に、新成人チャレンジ事業「ふたばを、見よう」プロジェクトを実施しました。福島県内外の避難先から6名の方が参加され、双葉町内の復興状況を実感していただくとともに、町民との交流会の実施など、町内で2日間を過ごす中で、ふるさと双葉町を感じてもらうことができました。

9月27日、東日本大震災・原子力災害伝承館の芝生広場において、第59回双葉町町民体育祭を開催しました。当日は晴天の中、避難先から参加された町民や町内に居住されている方など、昨年を上回る約200名が参加し、全員で体を動かすことで健康増進を図るとともに、スポーツを通じた交流を深めることができました。

10月3日から10月29日まで県内外8会場において町政懇談会を開催しました。また、今年度から県外3会場において、担当課長が出席した座談会を開催しました。延べ159名の町民の皆さんに参加いただきました。今回の町政懇談会では、教育長や担当課長が町内の復興状況をはじめ、特定帰還居住区域における立入規制緩和及び復興再生計画の改定、営農再開状況、学校再開の取組などについて説明を行い、町民の皆さんから町政全般に対する様々なご質問やご要望、ご意見などをいただきました。町政懇談会や座談会でいただいたご意見などは、町議会に報告するとともに、今後の町政運営に活かしてまいります。

10月4日及び5日の両日、「ふたばフードフェス2025」を開催しました。両日ともに天候に恵まれ、福島県内外のグルメを楽しめるブースとステージイベントにより、2日間で昨年を上回る約1万3,500名の来場者で大いににぎわいました。

10月8日、新山地区及び長塚地区の2カ所で、今年度から米の実証栽培として作付した福島県オリジナル品種の「天のつぶ」を刈り取りしました。放射性物質検査の結果、2地区とも国の定める基準値以内となりました。来年度以降も、引き続き米の実証栽培を行い、生産、出荷できるよう取り組んでまいります。

10月25日、赤澤亮正経済産業大臣が、11月14日には石原宏高環境大臣が、11月15日には牧野たかお復興大臣が、11月23日には林芳正総務大臣が町内視察のため来町されました。意見交換の中では、第3期復興・創生期間以降の財政支援はもとより、営農再開に係る農業用水利の速やかな除染・復旧の実施、町内全域の避難指示解除を実現するため、インフラ整備に必要な支援を強く要望しました。

11月1日、双葉駅前広場において令和7年度双葉町消防団検閲式を開催しました。渡辺浩美消防団長以下、県内外の避難先から約40名の消防団員が式に臨み、石橋清則技術分団長の号令の下、閲団、通常点検を行いました。今年は、震災以降初めてとなる第2分団屯所から駅前広場までの町内行進も行われました。地域の安全安心を守るため、自らの規律保持と士気高揚を図る消防団の姿を目の当たりにし、大変頼もしく感じたところです。

11月3日、双葉町役場庁舎において双葉町表彰式を執り行いました。特別功労章をはじめとした受章された皆さんに、表彰状と記念品を贈呈しました。受章された皆さんには、これまで消防活動や地方自治行政の進展、多額の金員寄附や双葉町民の絆の維持などに貢献されたことに対して、心から感謝の意を申し上げますとともに、双葉町の復旧・復興に向けた諸課題への対応に今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。

11月4日、特定帰還居住区域のうち、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において、「立入規制緩和区域」が設定されました。町民の皆さんの利便性向上や帰還への機運醸成はもちろんのこと、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた大きな前進と捉えております。今後とも特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて必要な取組を進め、一刻も早くふるさとへ帰還したいという町民の皆さんの思いに応えてまいります。

11月8日及び9日の両日、国と合同で特定帰還居住区域復興再生計画の改定に関する住民説明会を開催しました。住民説明会には、第2回帰還意向調査の対象となった町民の皆さんにご出席いただき、現行の区域に新たに追加すべき生活圏の範囲や避難指示解除に至るまでの見通しなどを説明し、ご質問やご意見をいただきました。今後、いただいたご意見を踏まえ、計画の改定作業を進めるとともに、早期の申請に向けて取り組んでまいります。

11月16日、第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催され、双葉町選手団は2年ぶりに全区間へエントリーすることができました。残念ながら途中棄権となりましたが、選手の勇姿は町民の皆さんに元気と感動を伝えたものと感じました。監督、コーチ、選手、そしてご支援いただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

11月17日、中野地区復興産業拠点へ立地する株式会社だるまランドと企業立地協定締結式を行いま

した。これにより25件の立地協定を締結しております。

11月2日、高市早苗内閣総理大臣が町内視察のため来町され、帰還困難区域の現状を視察いただきました。説明の中で、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しを早急に明らかにすることはもちろんのこと、特定帰還居住区域の農地の取扱いや営農再開に向けた水利の確保などを強く要望しました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、提出議案につきましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、請負契約の変更が1件、協定の変更が1件、指定管理者の指定が1件、令和7年度補正予算が5件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

発言の訂正

○町長（伊澤史朗君） 大変失礼いたしました。高市早苗内閣総理大臣の町内視察、これを「12月2日」と言うべきところを「11月2日」と申し上げましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（岩本久人君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

これで行政報告を終わります。

議案第52号から議案第64号までの一括上程

○議長（岩本久人君） 日程第6、議案第52号から日程第18、議案第64号までを一括上程いたします。議案第52号から議案第64号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第52号 双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の制定についてであります。自然や生活環境の保全はもとより、地域との調和と災害の防止を目指し、事業者による適切な太陽光発電設備の設置及び管理等を促すために必要な事項を定めるため、制定するものです。

議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子育てしている職員の事情に配慮し、より働きやすい環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

議案第54号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じて、期末手当の年間支給割合を引き上げるために改正するものです。

議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであり

ますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じて、期末手当の年間支給割合を引き上げるために改正するものです。

議案第56号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、職員の給料表の改定を行うほか、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げるため、改正するものです。

議案第57号 西郷内橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についてであります。令和7年2月2日、第1回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事の契約内容に変更が生じ、契約金額を6,858万3,900円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第58号 深谷こ線人道橋撤去工事に係る協定の一部変更についてであります。令和6年1月30日、第1回双葉町議会臨時会において議決いただきました工事の協定内容に変更が生じ、契約金額を2億8,513万5,983円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第59号 指定管理者の指定についてであります。双葉町産業交流センターの指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第60号 令和7年度双葉町一般会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ43億4,502万円を追加し、歳入歳出予算の総額は222億9,752万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、福島再生加速化交付金などの増により38億6,931万2,000円を追加いたしました。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金繰入金などの増により3億7,286万2,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。民生費は、身体障害者福祉費の扶助費や慰霊碑除幕式設営等業務委託料などの増により3,412万8,000円を追加いたしました。

商工費は、アクティビティエリア整備事業費3億7,248万8,000円を減額し、土木費において双葉運動公園整備事業費として計上するとともに、街路灯設計業務委託料の増などにより4億658万円を追加いたしました。

消防費は、防災備品倉庫購入費の増などにより580万7,000円を追加いたしました。

諸支出金は、特定原子力施設地域振興事業公共用施設維持補修基金積立金や福島再生加速化交付金基金積立金の増などにより42億5,043万6,000円を追加いたしました。

継続費補正につきましては、双葉運動公園整備事業(造成工事)を追加いたしました。

議案第61号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ159万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億8,914万7,000円となります。

議案第62号 令和7年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入

歳出それぞれ4,078万円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億4,106万8,000円となります。

議案第63号 令和7年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は1億135万9,000円となります。

議案第64号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。収益的収入及び支出において、収入として営業外収益18万3,000円を減額いたしました。支出については、営業費用のうち管渠費1億7,260万円、総係費18万3,000円をそれぞれ減額いたしました。債務負担行為補正については、下水道管路復旧工事(福田迫地区)を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

発言の訂正

○町長(伊澤史朗君) 大変失礼いたしました。議案第57号で「令和7年2月5日」と申すべきところを「2月2日」と申し上げました。訂正していただきたいと思えます。

○議長(岩本久人君) ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時10分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

一般質問

○議長(岩本久人君) 日程第19、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思えます。

通告順位1番、議席番号3番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

3番、小川貴永君。

(3番 小川貴永君登壇)

○3番(小川貴永君) こんにちは。議席番号3番、通告順位1番、小川貴永。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、クマ対策についてなのですが、近年、福島県内ではツキノワグマの出没が相次ぎ、人的被害や農作物被害が発生しています。本町でも目撃情報があり、特に特定帰還居住区域では、山林と住宅地が近接しているため、復興の進展とともにクマとの遭遇リスクが高まっている状態です。

クマの生息域が拡大している要因として、温暖化による生態系の変化や里山の管理不足が挙げられます。

この状況を踏まえ、クマの生育状況調査や捕獲、誘導の協力体制を構築し、県や近隣市町村と連携し、広域的に取り組むべきだと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

クマ対策について。クマ対策についてのおたただしですが、福島県内における今年度のクマの目撃情報は、11月末時点で1,800件を超え、過去最高であった令和5年度の709件を大きく上回る状況にあり、会津・中通りではクマ出没警報、浜通りではクマ出没注意報が発令されているところです。町内においても断定には至っておりませんが、6件のクマとおぼしき目撃情報が寄せられたことから、町の防災無線やホームページ等で注意喚起を行ったところであります。

議員ご指摘のとおり、町の復興が進捗することに伴い、現在の避難指示解除区域のみならず、特定帰還居住区域の避難指示解除も見据えたクマ対策が必要であると考えております。議員からのおただしのありました県や近隣市町村と連携した広域的なクマ対策の構築の必要性については、非常に重要な視点であると認識しておりますが、調整に時間を要するため、町としては喫緊の課題であるハンターの確保に向けて、狩猟者団体に協力を依頼するなど、クマ出没時の体制構築に向けた調整を進めているところであります。

今後は、国が示したクマ被害対策パッケージを踏まえ、広域的な連携も視野に入れたクマ対策を構築し、町民の安全安心の確保に努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） 質問のお答えありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきたいのですけれども、対策としまして、当然クマなんかが出た場合、私ちょっとこの前、議員研修のほうで北海道の白老町のほうに行ったのですけれども、あそこでは、やっぱり生ごみに結構クマが寄ってくるということで、ごみを、結局クマが開けられないような頑丈なごみ対策をやるとか、そういった対策なんかもしていました。それによって結局住宅街にクマを寄せないということになりますし、あとは電気柵なんかもやったりしていますので、その辺も検討したらいかがかと思えます。

それと、いろいろちょっと今マップなんかもつくってしまして、クマ対策のマップなんかも配られたのですけれども、結構移住の方なんかは、例えばここの部落に出ましたよと言っても、ちょっと、あれ、そこどこなのだろうというのがありますので、もうちょっと分かりやすいような対策をやるということと、あとはクマを捕獲するハンター、猟友会なんかもそういう会議はやるのですけれども、それと危険なのが、やっぱり一般の人なものですから、一般の人たちに対する住民向けの講習会とか

学習会なんかもまた開いていったら危険のリスクは下げられるのではないかと思いますので、こういったものをちょっと提案いたします。ここについてちょっと再質問としてお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

まず、北海道の白老町などでは、クマの出没に対して、簡単に言うと食べ物の、そういったようなことで対策をするという、生ごみ対策ですね。生ごみに、簡単に言うとクマが対応できないような取組ということで、私も何かのテレビで見た記憶があるのですけれども、それも今後検討していかなくてはならない時期に来ているなというふうに考えておりますので、どういうふうにしたらいいかも含めて検討させていただきたいと思います。

それで、電気柵、これはクマが出没したときに、そういうふうなことで電気ショックによって近寄らないという方法もありますが、もう一つ方法としては、クマが里に下りてこないような対策というのも必要ではないかと考えておまして、実はこれは調べないと分からないのですけれども、特殊な周波数というか、特殊な音響によってクマが嫌がる音というのがあるらしいのです。そういったものを流すことによってクマが出てこない、里に下りてこないというような対策もできるのではないかと、これで、これもテレビで見たものなのですから、そういうことで、その地区にはクマの発生状況、いわゆる見たというふうなことが一度もないというふうに報告をいただいておりますから、そういったような音響効果で出てこないような対応というのも今後取組を進めていったらというふうに、実は町の中では検討は始まっております。

それと、クママップ、これは非常に大切なものというか重要なものになると思います。ただし、議員からご指摘ありましたように、移住をされた方は特に町内の地区とか、そういったものに関して、まだ分かっている人はそんなに多くはないと思いますので、そういったものをどういうふうに理解しやすいようなマップをつくっていくかということだと思いますので、そこも検討していきたいと思います。

あとは、住民の皆さんに、クマの性質であったり、クマの習性であったり、そういったものも分かってもらうためのいろいろな取組ということで住民講習会、そういったものも今後検討していく時期に来ていると思いますので、対策を考えていきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 3番、小川貴永君。

○3番（小川貴永君） どうもありがとうございました。以上のようなやっぱり対策のほうを考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2、ドローンの導入について。令和6年第4回議会定例会でも質問しましたが、全国の自治体で農地や道路法面、河川敷などの除草作業において、人手不足や高齢化が大きな課題となっています。一方で、ドローン技術は年々進化し、AIによる自動飛行や雑草判別機能も実用化が進んでおり、さらにはドローンによる肥料の散布なども行うことができるため、農地の整備にも役立つと考

えます。また、企業、営農団体などと連携し、ドローンを活用することで、地域振興や人材育成にもつながると思います。

福島県では、ドローンサービスプラットフォーム福島県版 X r o s s (クロス) を公開したり、ドローンのユースケース創出を支援するため、公募によるモデル事業を実施するなど、ドローン活用の機運が高まっています。当町においてドローンを導入し、除草や営農などに活用する考えがあるか伺います。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 2、ドローンの導入について。ドローンの導入についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、農業や建設現場における従事者の人手不足や高齢化は、社会問題として認識されており、その課題解決へ向けた取組の一つとして、ドローンの活用が進んでいることは理解しているところであります。特に農業現場では、生産性の向上を目指し、ドローンをはじめとするスマート農業技術の導入が進み、営農の生産方式の転換が進んでいくものと認識しております。

当町において、ドローンを導入し、除草や営農などに活用する考えはあるかとのおたただしですが、まずは事業者や営農者などの実施主体のニーズを的確に把握した上で、ドローン導入の必要性について検討を進めてまいります。

○議長(岩本久人君) 3番、小川貴永君。

○3番(小川貴永君) 返答ありがとうございます。

ちょっと再質問なのですが、操縦資格の取得とか安全運行の確保など、導入後の運営について町はどのように支援していくか伺います。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 小川議員の再質問にお答えいたします。

ドローンの操縦資格とか講習も含めて、そういった費用に対して町は補助する、支援をする考えはないかというふうなおたただしだと思いますが、先ほど申し上げましたように、まずそういったもののニーズを把握しまして、そういうふうなものが今後どの程度の皆さんが考えを持っているかということをもまず把握をいたしまして、支援に関しても検討していきたいと思っております。

○議長(岩本久人君) 3番、小川貴永君。

○3番(小川貴永君) 今、町長お答えあったのですが、ドローンも大体実用化がかなり進んできまして、用途なんかかなり広がっていますので、今後やっぱり専門の資格というのはかなり増えてくると思いますので、そっちのほうのサポートのほうもぜひお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○議長(岩本久人君) 通告順位2番、議席番号1番、渡部昭洋君の一般質問を許可いたします。

1番、渡部昭洋君。

(1番 渡部昭洋君登壇)

○1番(渡部昭洋君) 通告順位2番、議席番号1番、渡部昭洋です。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。今回の質問は4件となります。

まず、1番目です。トイレトレーラーの導入について。当町は、東日本大震災の経験から、災害はいつ、どこで起こるか分からないという現実を誰よりも深く理解しています。この経験の中で、トイレ、水、衛生環境の確保がどれほど重大な課題となるか、町民一人一人が身をもって知った、忘れてはならない教訓です。昨年、能登半島地震では、断水が長期化し、避難所でのトイレ不足や衛生環境の悪化が問題視されました。特にトイレ環境の悪化は、女性や高齢者、障がいのある方に大きな苦痛を与えるだけでなく、体調悪化や災害関連死につながる危険性も指摘されています。実際に被災された方からは切実な声が寄せられ、災害時に最も必要なものは、安心して使えるトイレであることが示されています。

こうした中、現在全国では38を超える自治体がトイレトレーラーを導入しています。さらに、導入自治体で構成される災害派遣トイレネットワーク協定があり、災害発生時には全国から相互に駆けつけ、支援し合える仕組みも整っています。そして、何よりも震災当時、全国から寄せられた温かい支援を忘れることはできません。今度は双葉町がトイレトレーラーを整備し、恩返しができる体制を整えておくことが、復興を進める私たちの責務でもあると感じています。

以上を踏まえて、当町としてトイレトレーラーの導入を進め、災害への備えと全国への支援体制を整えるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 1番、渡部昭洋議員の質問にお答えいたします。

トイレトレーラーの導入についてのおたただしですが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全町避難を経験した当町としましては、議員ご指摘の災害時におけるトイレ、水、衛生環境の確保の重要性は深く認識しております。トイレトレーラーにつきましては、被災地における衛生環境の向上を図るための有効な手段であり、平常時にはイベントにおける活用も期待されることから、県内では令和6年3月に棚倉町が初めてトイレトレーラーを導入したと承知しております。

一方では、初期導入経費のほか、牽引車の確保と併せて給水や汲み取り、メンテナンスなどの継続的な維持管理費が必要になること、稼働日数が極めて限定的であるなど、導入に際しては課題もあると考えておりますので、本町の人口動態なども踏まえながら、トイレトレーラー導入についての必要性について検討してまいります。

災害への備えにつきましては、備蓄品の更新や災害演習の実施、新しい義務教育学校における避難所機能の充実、災害時における関係機関との連携強化を進めるなど、引き続き東日本大震災をはじめ

としたこれまでの災害の教訓を生かした備えを充実させてまいります。

また、災害発生時の支援につきましては、今後とも被災地のニーズに即した支援を実施してまいります。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。この件に関しましては、3月の定例議会の時にも町内のトイレ不足ということで質問させていただいたときに、関連でトイレトレーラーの導入を勧めていたというところでございますが、そのときにも今後検討いたしますという答弁をいただきました。今回も導入に関して積極的に検討していただけるということでございますが、希望を捨てずにもう一度質問させていただきますけれども、まず1つは、このトイレトレーラー、災害が発生したときに、簡易トイレなどよりも素早く対応できる利点があるということです。そして、2つ目、このトイレトレーラーを双葉駅前とか双葉町の産業交流センターに配置しておくことによって、双葉町を訪れた方が、ああ、双葉町はこういう取組をしているのだ、災害に対してこんなにも積極的に取り組んでいるのだ、また、こんなトイレトレーラーというのがあって、私たちの町にも今度こういうのを広めていきたいなと思っていくことが狙いの一つにもなります。そして、3つ目ですが、昨夜も青森県の八戸市で震度6強の災害が発生しました。今後もこのような大きな災害が日本各地で発生されると想像されます。

双葉町は、震災の時にたくさんの市町村から支援を受け、ここまで復興を成し遂げた町でもあります。そんなときに双葉町が支援することとして、私、役場の職員が被災地に出向くこと、支援物資や支援金などで支援していくのはなかなか難しいと考えるのです。そんなときにこのトイレトレーラーを導入しておいて、いち早く被災地で利用してもらうということは、一番の双葉町としての恩返しになるのではないかと感じているのですが、町として、ほかで災害が起きたときに、これ以上の支援としてどのようなことを現時点でお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

双葉町は、震災以降、全国各地の自治体から多大なるご支援をいただき、現在も職員派遣などの形で継続しております。私自身、全国の皆さんからいただいたご支援は、何らかの形で恩返ししなければならぬと考えておりますが、その時期が今なのかといえば、果たしてそうなのかと思わざるを得ません。双葉町の復興は緒に就いたばかりであり、全国各地からの職員派遣は、いましばらく継続していただく必要があると考えております。そのため、今このタイミングでトイレトレーラーを導入し、全国の被災地に駆けつけることができるか慎重に検討すべきと考えます。トイレトレーラー導入にしても、職員派遣が必ず必要になるということで、議員からもご指摘ありましたように、職員が決して足りている現状ではないと。今現在も国、県、全国の自治体から職員派遣をいただいている当町といたしましては、マンパワー不足というのはどうしても現状回復できていないというのが実情でありま

すから、その辺も考慮しながら考えていかななくてはならないことだと考えております。

当然、全国の自治体からご支援をいただいた町としましては、全国でそういうふうな災害が起きたときに、いろいろな恩返しの意味でも支援をしなくてはならないということは、町としてしっかりと捉えております。それぞれの被災をした自治体でどういう支援が必要なのかもしっかりニーズ調査をいたしまして、そういったものに町としてでき得る限りの支援をするというふうな考えでおりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

(「休議」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

1番、渡部昭洋君。

○1番(渡部昭洋君) 答弁ありがとうございます。このトイレトレーラーですが、福島県では、町長の答弁でもありましたように、棚倉町でまず1番に導入しております。直近では、いわき市では既に導入をして、能登のほうにも派遣しているという実績があります。また、同じ双葉郡の広野町でも今年度中にトイレトレーラーの導入をするということが決定しているということも聞いております。ぜひ双葉町もトイレトレーラーの購入に積極的に検討していただければと思います。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。除草作業への支援について。多くの町民が町外で生活を続けている中でも、月に数回帰町し、土地の管理のため除草作業を行っている方も少なくはなく、町民からは、除草剤のまき過ぎによる土地への悪影響はないか、草刈り機の運搬の負担が大きい、軽トラックなどの刈った草を運搬できる車両がない、刈った草を捨てる場所が町内にないといった声が寄せられています。震災からの復興が進む一方、町外で生活しながらも、ふるさとの土地を維持しようとしている町民への支援は、今後ますます重要になると考えます。

町として、これらの負担を軽減するため、草刈り機や軽トラックなどの車両の貸出し、刈った草を捨てる場所の町内への整備などについて検討をする必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 除草作業への支援についてのおたただしですが、避難先での生活が継続しているなど、町民の皆さんが抱える事情は十分に理解しつつも、個人の財産は所有権者が管理するものであり、行政による関与には限界があると考えております。一方で、除草剤の配布事業に加え、宅地等の除草を実施する行政区への報償金の支給など、行政ができ得る限り支援を行ってまいりました。

その上で、議員からご提案ありました、草刈り機や軽トラック等の貸出しについては、令和7年度

一般会計補正予算（第2号）により、3台の草刈り機を新たに購入しており、今年度中に貸出しを開始する予定です。軽トラックの貸出しについては、令和8年度から公用車の貸出しが開始できるように運用方法などの検討を進めております。一方で、刈った草の廃棄場所の確保につきましては、町が私有地の雑草を処分することになるため、慎重な対応が必要であると考えております。刈った草の処分は、南部衛生センターに持込みいただくか、可燃物としてごみステーションへお出しいただくなど、ルールに基づいて対応いただくことになることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。ただいま町長から答弁ありましたとおり、近いうちに草刈り機の貸出し、軽トラックの貸出しを考えていただけるということで、非常にありがたいと思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3番、役場庁舎内の環境改善について。役場庁舎内は、必要以上に静まり返っており、訪れる方にとって敷居が高く感じられる状況も否めません。実際に町民からは、入りにくい雰囲気がある、職員に声をかけづらい、どこへ行けばよいのか分からない、案内が分かりづらいという声が寄せられています。

また、職員の働く環境としても改善の余地があると思います。例えば適度なBGMが流れる落ち着いた空間で業務を行うことで、集中力の向上やストレスの軽減に期待でき、結果として、町民対応の質の向上にもつながると考えます。庁舎内の現在の環境を町としてどのように認識しているのか、また今後改善を図っていく考えがあるのかを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 役場庁舎内の環境改善についてのおたただしですが、町民の方から、窓口が分かりにくい、職員が声をかけてくれないとのご意見が寄せられたことは私も認識しているところです。これまでに窓口の案内表示を分かりやすくするため、色別に表示する工夫や、来庁された方に対して速やかに対応するよう職員へ指示していたところではありますが、議員ご指摘の件も踏まえた新たな取組が必要であると考えております。

今後は、役場庁舎を利用される方の利便性や満足度を向上させるため、庁舎内に総合案内窓口を設置し、来庁される方に対して積極的なお声がけを行うことで、速やかに窓口へご案内できるように改善したいと考えております。また、全ての職員に対して、来庁者への挨拶と速やかな対応を徹底するように改めて指示してまいります。

さらに、職員の働く環境の改善につきましては、議員の意見も踏まえ、職員アンケートを実施するなど、さらなる環境改善に努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。来年度から総合案内所をつけていただけるとい

うことで、非常にありがたいなと思っております。

それと、BGMにつきましては、科学的にもクラシックとか、そういう歌のない音楽であれば、作業の効率も上がるということが証明されております。ぜひ職員さんと相談の上、導入に向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますが、住民からは役場へ来ると、キーボードをたたく音とかマウスをクリックする音とか、紙をめくる音、そういうのが聞こえてきて、相談に来ても担当者との会話がほかの人へも聞こえてしまうのがちょっと心配だということが聞こえてきています。そのような役場職員に対しての対応は、今お答えいただきましたけれども、住民に対しての対応という点で再質問したいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

窓口に来られた方が担当の職員と話しているときに、マウスの音であったり、クリックする音であったり、そういったことで十分そういうふうなしっかりとお互いに意見の話し合いができるような環境でないというふうなご指摘だと思います。そういったことに関しましては、個室が、個室といってもそんなに数があるわけではありませんけれども、そういう音の聞こえないような環境の部屋というのがありますので、そちらへ町民の皆さんに行っていただいて、職員と直接話をするというふうなことも、そういうふうなものに関しての対応策になるかなと思っております。

先ほど再質問の中で、BGM、クラシックの放送といいますか、そういったものを聞くと能率向上に効果があるというふうなご指摘でありました。まさにそれは、例えば家畜の中でも、乳牛にクラシックを聴かせると乳量が非常に効果甚大だというふうな報告も上がっておりますから、家畜とはちょっと違いますけれども、人間にもかなり効果があるのだろうというふうなことは理解しておりますが、先ほど申し上げましたように、まず職員のニーズ、職員のそういったもののお話をしっかりと聞き取りをしまして、そういった対応もしていきたいと思っております。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。いろいろなホテルとか、双葉町では産業交流センターなんかでもクラシックの音楽が流れていて、居心地がよいなというように感じます。クラシック音楽ばかりではなくて、小鳥のさえずりとか川のせせらぎといった、もう少し優しい音で対応していてもいいのかなと思っておりますので、ぜひともご検討いただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、4番目の質問に移りたいと思っております。管理職職員の時間外在庁時間削減について。管理職職員において、時間外の在庁時間が長時間化しているとの指摘があります。長時間在庁は、職員自身の健康への悪影響や家庭への支障を招くだけでなく、職場全体の雰囲気にも影響を与え、若手職員の退庁時間が遅くなるなど、働きにくい環境を生むおそれがあります。こうした状況を放置すれば、職員のモチベーション低下や人材確保の面でも大きな課題となりかねません。管理職職員の長時

間労働を是正し、全ての職員が健全に働ける職場環境を整えることは、町の持続可能な行政運営のためにも必要不可欠であると考えます。働きやすい職場環境を構築するためにも、町としてどのような取組を進めているのか、また今後どのような対策を検討しているのかを伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 管理職職員の時間外在庁時間削減についてのおたただしですが、令和6年度決算審査において、監査委員から管理職職員の労働環境の改善と労働時間の管理を徹底するようご意見をいただいたことは承知しているところです。

一方で、議員ご承知のとおり、双葉町の復興は緒に就いたばかりであり、通常業務に加え、復興業務が多忙を極めるなど、他の自治体にはない勤務環境にあること、さらには第2期復興・創生期間が終了する今年度、そして第3期復興・創生期間が始まる令和8年度に向けて、まさに復興に向けた取組が正念場を迎えていることなど、管理職職員の負担が増えていることも事実であります。

その上で、管理職職員として所属組織のマネジメント管理や職員の人材育成、職場環境の整備、業務目標の管理などが求められるものであると考えております。そのため、今年度は管理職職員を対象とした外部講師による研修を初めて実施するなど、管理職に求められる役割や組織のマネジメントなどの習得に取り組んでいるところです。

今後につきましては、議員ご指摘の件も踏まえ、管理職職員の時間外勤務を削減できるよう、適正な人員配置や職員の確保、事務分掌の見直し、業務の効率化などに引き続き取り組んでまいります。

○議長（岩本久人君） 1番、渡部昭洋君。

○1番（渡部昭洋君） 答弁ありがとうございます。民間企業でもそうですけれども、日本では本当に時間外、いわゆる残業が多いというのを美德とするような風潮が非常に多くあります。何よりも管理職の皆さんも健康があってこそその復興を進めていただきたいと思います。町長からも、改善に向けてただいま様々な取組をされているということですので、ぜひとも今後に期待したいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） 通告順位3番、議席番号4番、伊藤哲雄君の一般質問を許可いたします。

4番、伊藤哲雄君。

（4番 伊藤哲雄君登壇）

○4番（伊藤哲雄君） おはようございます。議席番号4番、通告順位3番、ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

1、公用車におけるEV導入について。EV（電気自動車）は、走行時に二酸化炭素を排出せず、環境負荷が少ないクリーンな次世代自動車として注目されており、当町でも導入すべきと考えますが、今後公用車にEVを導入する考えがあるか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4番、伊藤哲雄議員の質問にお答えいたします。

公用車におけるEV導入についてのおたただしですが、現在、町公用車として電気自動車1台を導入し、町内や近隣町村への出張など、走行距離が比較的短い場面に活用しております。双葉町をイメージさせるダルマを車両にデザインし、役場庁舎正面玄関に駐車することにより、環境負荷に考慮した取組を対外的に周知できるよう努めております。

公用車の選定については、庁内で車種選定委員会を開催し、これまでの走行距離や運行期間などを総合的に勘案した車両を選定しており、近年はハイブリッド車両を積極的に導入し、燃費向上による環境負荷に配慮しております。

今後のEV導入につきましては、現在の運行状況や特定帰還居住区域の解除を見据えていることから、町内における活動が増加することも踏まえ、既に来年度当初予算への計上を視野に検討を進めており、車種については、車両価格や航続距離、充電設備などの状況を総合的に勘案しながら精査してまいります。

○議長(岩本久人君) 4番、伊藤哲雄君。

○4番(伊藤哲雄君) ただいまご答弁ありがとうございました。町長から今、EV導入を前向きに検討しているということで、期待させていただきます。

質問として、まず公用車のEV導入の時期、公用車に対する何台ぐらい導入を今後考えているか、現時点でちょっと教えてほしいなと思います。

それから、2番目として、導入に当たって補助制度を活用しなければいけないと思いますので、車両購入や充電設備整備というのは補助がかなりかかると思いますので、その辺の町の財政負担に係ることにしても説明、ご答弁をお願いしたいなと思います。

それから、EV自動車の導入に係ることでございますが、EV導入と同時に、停電時に非常用電源としても活用できるのではないかと私は思っています。ぜひ、非常用電源としても公用車の利用をご検討いただければと思います。

最後になりますが、町長のほうで今後の公用車のEVに対しての優先的な導入の基本的な考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもお話をしておりますが、EV導入に関しましては、今現在、シーポッドというEVを町で入れまして活用させていただいております。EVの1つの問題点は、やっぱり航続距離だと思っています。どうしても今現在使っているEVに関しましては、航続距離にちょっと問題があるということで、町内使用と近隣の自治体までの運行ということで限定しております。今後、来年度の当初予算で検討しているものは、それよりも航続距離のあるやつ、そしてEVではあります、パワー

のあるやつ、そういったものも検討して今具体的に購入可能であるかどうか、さらには補助の対応、充電設備の充実といったことも検討していきたいと思います。

町としましては、EVを一気に変えるということではなくて、今のエネルギーの事情を考慮して、いわゆるCO₂の発生を抑制する、抑制するというか、ないということが非常にEVの利点ではありますが、それ以外のものでもCO₂の発生をさせないものというのがあります。例えば水素自動車、今現在、イオン東北の移動販売車、あれはまさに水素自動車です。CO₂は一切排出しておりません。そういったようなものも今後検討していくべきものだろうというふうに考えておりますので、町としてどの程度まで使うことが可能であるのか検討しながら取り組んでいきたいと思います。台数については、また検討をしながら判断をしていきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいまのご答弁、誠にありがとうございます。私も双葉町にこれからもずっと住み続けるためにもやっぱり脱炭素、二酸化炭素排出制限をして、やっぱりこの原子力、元そういう地域であったということで、なおさらそういうエネルギーに関して、町の魅力あるPRにしてもらいたいなと思っていますので、ぜひ環境対策、防災対策にも、復興に対しても、本町の姿勢を全国にアピールしてもらいたいなと思っています。今の質問に関しては、これで終わります。

引き続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。公用車の運行管理体制及び運転者の管理について。先日、町の公用車1台を車検が切れた状態で使用していた事案が発生しましたが、町民の信頼を損ねる重大な問題であり、管理体制の見直しと再発防止策が不可欠です。これまでどのような公用車の運転管理を行っていたのか、また今回の事案を受けての再発防止の取組について、さらに公用車を運転する職員に係る運転免許の管理方法について伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 公用車の運行管理体制及び運転者の管理についてのおたただしですが、本年11月4日、公用車1台について、車検期間が満了していたにもかかわらず使用していた事実が判明いたしました。町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くおわびいたします。

これまでの運行管理につきましては、全ての公用車の購入年月日や走行距離、車検満了日などをデータ管理しておりますが、車検を受ける際は車両整備事業者などからの通知を受けて、期限までに整備を受けることとしておりました。今回の原因は、車両整備事業者からの通知を見落としていたことや車検の有効期限をデータで確認していなかったことによるものです。

今回の事案を受けて、公用車のダッシュボード及び車両運転日誌、車両予測システムに車検満了日を明示しました。さらに、複数の職員による車検スケジュールの確認を徹底しております。職員の運転免許の管理方法については、これまで運転者台帳を整備しており、免許証の写しを提出させるほか、健康状態等についても把握することにしております。

発言の訂正

○町長（伊澤史朗君） すみません。今、「車両予約システム」と言うべきところを「車両予測システム」と申しあげました。訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（岩本久人君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありました。これを許可いたします。

○議長（岩本久人君） 4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） ただいまのご答弁ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） 伊藤議員、通告に答弁があったものに関しては、再質問を気をつけてください。

○4番（伊藤哲雄君） _____

（「休議」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時12分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

伊藤議員、再質問に関してですけれども、通告書の町長の答弁が対策については出ておりますので、再度何か具体的な対策の案があったり、それに対する求めるものがあれば具体的に質問をしていただきたいというふうに思います。

4番、伊藤哲雄君。

○4番（伊藤哲雄君） _____

○議長（岩本久人君） 再質問です。

○4番（伊藤哲雄君） _____

(「休議」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時19分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

発言の取消し

○議長(岩本久人君) 4番、伊藤哲雄君。

○4番(伊藤哲雄君) 再質問の取消しをお願いします。

○議長(岩本久人君) ただいま4番、伊藤哲雄君から再質問の部分の発言を取り消したいという申出がございました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 異議なしと認めます。

よって、4番、伊藤哲雄君からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議長(岩本久人君) 4番、伊藤哲雄君。

○4番(伊藤哲雄君) 以上で一般質問を終わらせていただきます。失礼します。

○議長(岩本久人君) 休議いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号6番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

なお、菅野博紀君については、着座により発言することを許可いたします。

6番、菅野博紀君。

(6番 菅野博紀君登壇)

○6番(菅野博紀君) 通告順位4番、議席番号6番、菅野博紀。ただいま議長から一般質問の許可をいただいたので、一般質問をさせていただきます。

まず1番、はたちを祝う会について。昨年度まで1月に開催されていたにもかかわらず、なぜ今年

度から9月に開催されるようになったのか。町の20歳の皆さんからの提案があったのか。9月開催となった理由について伺います。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 議席番号6番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、はたちを祝う会について。はたちを祝う会についてのおたただしですが、令和4年から「はたちを祝う会」に名称を変更して開催してまいりましたが、避難先の式典に参加する方が多く、年を追うごとに参加者が減少しておりました。そのため、1月開催を継続すべきか、他自治体で実績があるお盆も含めた夏開催にすべきかの判断に迷っていたところ、雪の心配があるから1月の参加は遠慮したい、夏休みだと参加しやすいという声が届いていたため、より多くの皆さんに参加いただけるように開催時期を9月として令和7年度参加者にアンケート調査を実施し、開催に至ったところであります。

また、18歳から20歳の方を対象に、双葉町を訪れる機会を提供する新成人チャレンジ事業を同時に開催することで、次年度以降のはたちを祝う会の出席者数が増加を見込める工夫も取り入れました。

議員の皆様には、令和7年第1回議会定例会の全員協議会において、はたちを祝う会の説明を行い、ご了承いただいたものと理解しておりました。今後につきましても、参加者数を増やす工夫を検討していくとともに、参加する方のニーズを踏まえて開催方法を検討してまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。確かに説明は受けました。けれども、これって9月も中途半端な時期、ましてや双葉って雪少ないですよ。ましてや、その時期にダルマ市もやっている。何か教育委員会の都合なのではないのかなと見えるのです。自分のほうから言っているわけではないですか、アンケートでも何でも。20歳の子たちが、自分たちからこの時期って話ではなくて、昨年も同じことをやろうとして批判を受けて1月になっていますよね。ましてや「ふたばを、見よう」プロジェクト、重なっていますよね。今年の参加者、はたちを祝う会6名、「ふたばを、見よう」プロジェクト、参加者6名、ただの言い訳なのですよ。行政がやるから、行政の都合に合わせるのではなくて、なぜ自分たちの都合に合わせるのかなと。9月、8月にお盆があって帰省しますよね。仕事をしている子もいるし、学生もいる。その中で、8月とかであれば夏休み、今までの開催だったらやはり冬休み、それで会社も正月、年末の休暇があるわけですよ。それを自分たちの都合ではないのですかというのは今回の一般質問の大きな要点なのですけれども。いろんな理由をつけましても、自分たちの都合にしか見えないのですよね。これ9月で開催している場所ってどこにありますか。近隣町村では夏、お盆の時期にやっぱりやっているところがありますよね。ありますけれども、行政主体、行政というか教育委員会の都合で9月であれば、これはおかしいです。ましてや雪とか、そういう理由づけにならないではないですか。逆にちょっとずらして、ダルマ市とかそういうときにやれば、20歳の子だけではなくて、双葉のみんなに会える時期でもありますよね。そのくらい

時期からはわざわざずらして、さもこれが正しいのだよというふうにアンケートで仕向けているのではないのかなと僕は感じました。

普通に言えば、震災の時に、今年の成人の子は、年中か年長だった子ですよ。やっぱり幼稚園に通っていて、お友達がいると思うのです。そういう子に会えるとかというときに、会社を休んでまで来ますか。学校を休んでまで来ますかということを考えていないからこの時期ではないですか。知り得る限り、ほかのところで9月に開催しているはたちを祝う会、昔でいう成人式あるのですか。そういうところも見たのですかというのを教えてほしい。1つ、開催地があるのだったらどこにあるのか。

あと、2つ目に、教育委員会の都合ではないですかという、この「ふたばを、見よう」プロジェクトの参加者がいないために、はたちを祝う会に持ってきたのではないですか。そういうふうに見えますよね。このはたちを祝う会と、「ふたばを、見よう」プロジェクト、参加人数6人ずつですけれども、重複している人が何人いるのかお答えください。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、9月に、ほかの自治体も「成人式」という名称ではなくなってきたかと思います。ともかくもそういった20歳に対する祝う会ですね。それというのは近隣のところでは、9月開催というのはありません。

そして、菅野議員のご指摘であります。教育委員会の都合だけではないのかというお話ですが、私のほうからこんなお話しするとあれですけれども、菅野議員からいろいろご指摘あったり、あとご意見もいただきました。実際も我々生涯学習課としても大変悩んでおりますというか、現在も検討中であります。検討しましたではなくて検討中であります。その一番の悩みは、やっぱりこのはたちを祝う会への参加者数がどんどん減少してきていると。今、菅野議員のご指摘ありましたように、今年のはたちを祝う会、震災当時の対象の皆様の高年齢化、ちょうど幼稚園のところ、年長、年中、年少と。これからますます、だんだん高年齢化で、ある意味双葉町への思い出とか、あとは記憶などの希薄化というのも考えられますし、震災から15年たって、今現在お住まいの地域の友人または人間関係、そういうものが構築されて、そちらのほうでの自治体でのそういった祝う会、そういったのに参加したいというようなことで、できるだけ時期をちょっとずらして、できるだけ多くの人たちに参加できるようにということで考えておいて、9月というのは最初から教育委員会のほうで9月ということでアンケートを取ったわけではなくて、一提案としてまず出させていただきました。ただ、これも反省です。多くの方々からの意向調査というものが、全部の皆さんから意見が届いているかというか、我々が把握しているかという、そこまで至っていない。これも一つの反省です。これからはこの町の皆さんに、そういった意向を、一人一人の意向を取り上げられるような、ただ紙ベースだけではなくて、できれば対話方式も含めて、そんな形も考えております。

そして、3つ目の質問でしたが、はたちを祝う会に6名、そして、新成人チャレンジ事業、こちら

も6名でしたが、そのうちの……すみません。6名のうち、はたちを祝う会に6名参加いただきました。そして、新成人チャレンジ事業では、そのうちの4名の方が18歳から19歳、20歳、新成人チャレンジ事業というところに次の日のところに参加いただいた状況でございます。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 簡単に言うと、何を言っても誘導です。1月から12月と入っているのだったら分かります。9月開催のアンケート、そこでと言って帰ってきた人たち、東京とか県外に出ている人が、ではそこに帰られるかという帰れない人が多いと思うし、震災から何年たっても、幼稚園のお友達って、やはり付き合っているところもあるのです。会おうとしている子もいる。自分たちの都合で、要は裂いているのではないですか、逆に言うと。言い訳にしか聞こえないのです。ましてや反省ですと。この子たちは、一生に1回しかないのです。はたちを祝う会、教育長、失敗だからと、失敗とは言っていませんね。いろんな面でいったら、僕から言うと失敗ですよ。ましてや、この今の年代の子にどういう迷惑をかけているのということです。絆を分断しているのは、逆に言ったら教育委員会です。自分たちの都合で、ましてや全然ほかにも、ほか近隣町村ではなくて、僕が質問したのは、9月にやっているところありますかですから。そういうデータも何にも取っていない。その前に説明した。俺は言っていますからね、ちゃんと。聞いていますけれども、納得していません。説明すれば納得してもらったというのはおかしいですからね。そういうのがもう職務怠慢なのではないですか。

さっき言ったように、夏、お盆休みありますよね。9月は何があるのですか。それで、今年の20歳の子は、ちょうどその節目に当たって、教育委員会の犠牲にあったのですよね。もしかしたらもっと参加者あるよね。このプロジェクト事業、「ふたばを、見よう」という、これも生涯学習課の事業ですよ。これを2つ合わせれば楽になりますよね。そういう問題ではないと思うのです。非は非で認めてちゃんと、言い訳は要らないのです。ちゃんとやらないのだったら、多分これもっと参加者っていなくなると思います。今、年中から年長に上がる年の子、あと1年は、ふたば幼稚園とか保育園とかにいた子がいてやるのだから、その節目というのもおかしいではないですか、何で今年なのですか。それ全然説明になっていないので、再々質問なので、そこら辺ははっきりしてほしいのです。説明を求めてもただの言い訳。お彼岸か、この時期は。お彼岸の時期って、お盆にみんなお墓参りして、学生とかそういうのは帰ってこないですよ。何でこれ、アンケートをそういうふうに誘導するような、アンケートでこれですといったって、アンケートの内容、1月から12月までで出していますか。9月だよ、出しているの。完全な自分たちの都合ではないですか。そこら辺今後どうするのか。この新しい「ふたばを、見よう」プロジェクト、これはもう全然新しい事業です。はたちを祝う会ではなくて、昔は成人式、1月5日ですよ、昔は。その時期って、多分今年だと10日、11日かな。双葉はちょっと早いのです。地元のも出られる、自分たちが住んでいるところも出られるというのはあるのですけれども、それ長い歴史で教育長、壊したのですよね。責任はすごく大きいと思うのです。まして

や、幼稚園の年少までの子たちの年齢、だから逆に言うと、来年までは変えないとか、この節目になりますという理由づけもないし、新しい「ふたばを、見よう」プロジェクトにくっつけて楽しようというふうにはしか見えないです。正直に、やっぱり普通であれば申し訳なかったと。出たかった子もいると思います。そういうのがちょっと何か理由になっていないのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどちょっと申しましたように、我々もこの行事を進めるに当たっては大変悩んでおりました。今までどおりの1月開催で進めていって、だんだん参加者数が少なくなってきている。これの理由についても我々協議して、先ほど来お話ししたとおりで、ただ菅野議員のおっしゃるご指摘のところは私も分かります。当たり前今までやってきたことを、当たり前できなくなっているような状況もありますし、これをいかに双葉町の町民を、該当の子供たちをできるだけ双葉町に訪れる機会を与えたいと、そういう思いで今までいろんなことに取り組みましたが、まだまだ一人一人の該当の町民の若い人たちに、その意向が我々ちょっと集約できていなかったということについては反省点だと思っております。もっともっとその辺はきちんと意向を聞きながらやっていきたいと思っておりますし、名称は変わったとはいいいながら、町としては、これは重要性と必要性も含めて大切な行事であるということは認識しておりますので、これからの双葉町はもちろんですが、これからの日本の社会を背負って立つ、そういう子供たち、若い子供たちのその生き方にエールを送るような、そういう形で町の行事としてはこれから進めてまいりたいと思っておりますし、まだまだいろいろ工夫は必要だと思っておりますし、アイデアも必要だと思っています。できるだけ多くの町民の該当の皆様が双葉町に訪れていただきたいような、そういった工夫をこれから進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 原子力損害賠償について。令和7年第3回定例会でも質問しましたが、原子力損害賠償紛争審査会の返答に動きがないのであれば、審査会の委員の任命を行う文部科学省の責任もあると思います。原子力損害賠償の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定に関する事務を行う審査会が、被害者の話も要望も聞かないのであれば、今後は文部科学大臣に要望したほうがいいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 原子力損害賠償についてのおたただしですが、今年9月に開催された原子力損害賠償紛争審査会との意見交換会の場におきまして、大村会長に要望書を手交した際に、日常生活障害慰謝料の賠償期間については、当町及び当町民が被った被害の実情を踏まえたものとは言い難く、到底受け入れることはできないこと、さらには司法の判断を待つばかりではなく、現地を直接ご覧に

なって被害住民の声に耳を傾け、中間指針の見直しに向けて議論を尽くしていただきたい旨を申し上げたところです。

また、避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害につきましても、地域の現状や事故の特殊性を踏まえ、确实迅速な賠償を実施すること、直接請求によって一律に対応できるよう指針を見直すなどの原子力損害賠償の水平展開についても併せて要望したところですが、今日時点で、これらの要望に対する審査会からの回答はありません。

先週4日にも、双葉町も加盟している福島県原子力損害対策協議会が文部科学副大臣に対して、適時適切な指針の見直しや被害の実態に見合った賠償、避難生活の長期化等に伴う賠償などを要望したところです。当町からの要望につきましては、当事者である原子力損害賠償紛争審査会はもちろんのこと、議員からご提案いただきました文部科学大臣への要望も視野に、機会を捉えて要望活動を継続してまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 答弁ありがとうございます。町長の努力も分かるのですけれども、相手にしている人がちょっと違うのではないのかなと最近思っているのです。すごく偉い先生たちがいますよね、審査会。ちょっとここにいるだけでも大学の教授、6大学、ましてや学習院大学の先生が会長さん、この方たちはみんな学校で補助金もらって、何か国の言いなりなのかなと思うのです。それで国が逃げる盾になっているのかなと。しかも、要望は応えない。そもそもこれ、できる前ですよ。多分町長も分かっているように、議員活動で、最低限の賠償、車の事故で自賠償分をと、あれ本当にちゃんと言っていて、後で払い過ぎないように、ちゃんと賠償しますよと、基本の10万円ですよ。それさえも国がうそをついている。ましてや大学の教授から何からいますよね。すごい数の人間がいて、これ、この委員会で、国の税金を使っている委員会です。国民が要望しようとするのに話も聞かない。全くの国家予算のこれは無駄遣いで、文部科学大臣ですね、主管であれば、もうちゃんと動かなくてはならないですよ、普通に言えば。こうやって時間経てば物価も違う。まだ僕もちょっと調べていないのですけれども、お米、農家、今1俵すごい額ですよ。農家の方にその分を多く払うようになったのかといえば、多分やっていくことは、当時の、被害当時のと始まると思うのです。だから、多分この方たち、大学でも多分給料は上がらないのかなという、自分がやられてもね、自分がやられたときには騒ぐくせに、自分で国でもらった委員会に所属して、お金をもらって仕事をしていないように見えるのです。

結局は、町民と会って町民の話を聞いてくれ、町長も言ってくれていると思うのです。代表者に会って、幾ら言っても、全然聞いてくれない。前に、家の賠償で、当時の議長と町長が頑張って、築120年経っている家ですよ、あれ。築120年ですよ。住める環境にあるというようなものを説明して、それでもすぐはやってこなかったですよ。今もこの前裁判の結果が出て、130万円ですか、何のお金かな、その中で裁判をやった方は遅延損害金もらえる、やらない方は130万円で終わり。それで、

もらってしまうと、裁判にしても、それはもう出さないという判例も出ているそうなのです。もらわないうちに裁判すれば、やっぱり遅延損害金、七十何%いただけるようになっているのですけれども、根本何が言いたいかという、10万円で一律みんな一緒とって、そういうときには、やったから、やらないからというのが出てくる金額の違い。そもそもそんなことを話そうとしても、話すら聞いてもらえなかったら何もならないし、町長が一人で言っていたとしても、やはり町民の意見として聞いていないようにしか見えないので、そんな委員会、僕は要らないと思うのです。視察とか集まってお金を払っているような委員会ではないと思うのです。

であれば、今後は文部科学大臣、主管ですね。出てきてもらって、ぜひ、この前も高市さんが来たけれども、町長たちに会える。町民の声も聞いてほしいのですよ、本当は。そういう面で、大臣クラスはもう十何年たっている、ある程度こちら辺で決着をつけないと、普通の賠償であれば、一人一人同じはずがないのですよね。そこを町長、僕らも協力するし、ある一定の町民も協力してくれると思うので、そういう方向に持っていかなくてはそろそろ駄目なのではないのかなと思うのですけれども、取りあえず町長の考え方をちょっとお聞きしたいなど。ご答弁お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

これは何度も申し上げておりますけれども、原子力損害賠償紛争審査会の判断、または裁判で日常生活障害慰謝料の期間が平成30年ということで、今回賠償が多少なりとも水平展開で、被災をした住民の皆さんに水平展開ということといただくような状況にはなっております。一番私自身が疑問に思っているのは、最初に出てきたこの損害賠償の考え方、これは最低の賠償の基準ですよということをやっているわけです。最低の基準がいつまでも定型化していることに疑義を我々は訴えているわけです。先ほど、議員が言いました自賠償の1日4,000円で、掛ける30で12万円、だけれども、12万円のうちの2万円の端数を切って10万円と。10万円で生活できるかといったら生活できるわけないです。そういったものが最低の賠償ですよということをやっているわけなのですけれども、現状、ではそれが変わってきたかということと変わっていません。幾らそういう話をしたとしても、原子力損害賠償紛争審査会の会長以下委員の先生方が、うなずいて聞いてはくれるのですけれども、指針として何か変わってきたかということと変わっていないというのが非常に不信さを覚えるわけです。

さらには、被災をした被災者の皆さん一人一人が個別事情があると。一人一人の被災したその損害に関しては、皆一律同じではないですよということをやっているわけです。だから、個別案件という言い方をしていますけれども、そういったものが対応しているかということ、対応していないと。結果として、では何で結果出るのかということと裁判以外にないのです。それは、多くの被災をしている町民の皆さんが裁判をできる人ばかりではありません。裁判そのものに関して、すごい不安、そういったものを持っている方が多いというのは我々は思っています。ですから、町として原子力損害賠償紛争審査会には毎年視察に来てくれと。この被災の実情、そして被害の実態を知ってもらうことによって、

町民の皆さんが苦勞されているものに関して、賠償のかさ上げといいますが、プラスアルファを目指しているというのが実態です。

しかし、残念ながら、これ見ていただいて分かると思うのですけれども、双葉町以外の被災自治体で、そういうふうなことに向き合っている自治体というのは今完全に少なくなっています。そういう要望を出しているのは恐らくもう双葉町以外にないと思います。彼らからすると、全体を見てというふうな言い方をするのでしょうかけれども、でも個別案件とか個別事情、実態ということを指針の中でうたっているわけですから、それはやらなくてはならないはずなのですけれども、どうしてもこの部分が、我々と感覚に乖離があるというふうに感じています。

一方では、この賠償の期間、平成30年って、何をもって平成30年にしたのかをちょっと理解できていないのですけれども、少なくとも双葉町の避難指示解除というのは、この特定復興再生拠点区域の令和4年8月30日なのですよ。ということは、双葉の人たちが、帰還困難区域もありますけれども、まずは戻ってきて、帰っていいですよ、戻っていいですよと言われた期間が令和4年8月30日ですから、最低そこまでは認めるべきだろうというのが町の考えです。いろいろな個別案件とか、職業によってとなると、町としては対応し切れていないというのが現状ありまして、まず町民の皆さん一律に該当するのはここだろうということで、町としては担当課を中心に、そういうふうな要求、要望をさせてもらっています。

なかなか原子力損害賠償紛争審査会の会長以下、委員の皆さんに、今年は住民代表の方が話をさせていただきましたけれども、何と云っていいのが、どうしてもそういう場所に出しまうと住民の皆さんも思っていたことの10分の1も伝えることができていないというのは、我々オブザーバーとしていましたけれども、ちょっと残念だなという思いもしました。今度また原賠審の皆さんに来ていただくようになりましたらば、事前に住民代表の皆さんとしっかりと意見交換をして、どこがポイントなのだということも決めて取組をしていくと、そういうふうと考えておりますし、その所管である文部科学省、こちらのほうには町としても今後いろいろな要望を展開していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ありがとうございます。現状、ある団体で、会長がこの審査委員会のところに話に行っていました。僕たちは何も聞かなかった。本当に一方通行でおられるのです。今直面しているのが、3月で借上げ住宅終わりですよ。引っ越しはどうなるのと、それも賠償だろうと僕は思います。

それで、この前、町民の方から一報、吉報になるかどうか分からないですけれども、引っ越し代を出してくれと言って断られたそうです。ADRに言ったら、払ってもらったそうなのです。そういうのはちゃんと町としてもみんなに言ってほしい。そのときは名前を出してもらってもいいという許可ももらっています。ただ、3月とか引っ越し時期って金額が上がりますよね。その増加分はどうする

のですかと言ったら、払うか払わないか分からないと言われたそうなのです。だから、そういう面でも、町としてそこは払ってほしいとか、そういう実績があるとかというのをやっていかないと、結構、払わないよ、決まっているから払わない、東電側も、もう事例を出すと払うのです。だけれども、払う気ないので、何だかんだって結局は言い訳するのですよね。最後に出てくるのは、紛争審査委員会、あとはADRに行ってくれと。それで、最終的には東電で雇った弁護士、弁護士対応にしたい。普通、過失割合は10対0ですよね。100だとして100対ゼロで、1もないのですよね、僕らに過失は。それで弁護士を雇って、そんなお金があるのであれば、国として命令を出してもらって、賠償をちゃんとしてほしいというのは僕、いつも思っているのです。

毎回これは一般質問で出しているのですけれども、町長の動きは分かっているのです。言っているのも分かっているのです。町長の言うとおりののです。みんなの前に出るとやっぱり、言葉選べなくて、頭悪いのかもしれませんがいいのですけれども、ちょっと間違っていたら止めてもらっていいのですけれども、田舎者だから、なかなか良い人が多いので、人がいっぱいいるところに頭いい人たちがいるというと、みんな大人しくなってしまうのですよね。そこも問題だとは思っているのですけれども、であれば町、町長たちとか、選挙で選ばれている人ですよね。話を聞いている人たちの話ぐらい聞いてもらえなかったら、勘違いするのは、町長が言わないからだと思いますよね。相手の策略に見えるのです。

だから、僕らとしては、もう紛争審査委員会は話にならないから、もう文科省のほうの大臣と話しないと、自民党さんでも復興加速化とかなんとかって随分言っていますけれども、全然加速なんかしていないし、さっき言ったように町長、平成30年の理由、さっきの一般質問でもあやふやな理由は分からないのです、聞いても。ましてやほかの、一番解除するのが、解除といっても一部ですけれどもね。町並み見ればもう何もありませんか。ほかの町は結構建物残っています。そういう事情も全部が一緒だということだったらちょっとおかしいので、町長、できればもう紛争審査委員会ではなくて、文科省と話しないと。おかしいですよね。この一流の大学の教授とか、弁護士とか、お医者さんとかいますけれども、多分人ごとだし、話も聞かないで、変な話、有識者だから選ばれている。だけれども、この人たちに一般常識ないのですよね。僕はそう思っています。一般常識がある方が、やっぱり裁判も一般常識も入ってきますよね、その時代、時代の。そういう考慮部分がないので、ぜひ、今までは文科省にあまり言っていないではないですか。もう焦点を文科省に変えてやらないと、国の一方的な逃げ道をつくるのではなくて、それをやらないのであれば、僕は政治家というか大臣なんか辞めてもらっていいと思うのです。苦しいのは他町村もそうかもしれないですけれども、せめて双葉町の町民だけでもよくなれば、ほかの町村の町民もよくなると思います。

町長、再々質問、文科省にやっぱり要望書、ぜひ出しましょう。できれば、文部科学大臣、来てもらって、町で場所を用意して、町民の声を聞いてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘ありました原子力損害賠償紛争審査会も、これはやめるということではなくて、これはあくまでもそういうふうな組織として成り立っていて、現在もその指針であったり、そういうものを行っている諮問機関と言ったらいいのでしょうか、そういったような組織ですから、それはそれとして継続してやるということと、今ご指摘ありました文部科学省、所管の省庁ですから、町としてそういったものに交渉して取組をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本久人君） 通告順位5番、議席番号2番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

2番、山根辰洋君。

（2番 山根辰洋君登壇）

○2番（山根辰洋君） 通告順位5番、議席番号2番、山根辰洋。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1、今後の財政確保の取組について。令和6年度双葉町一般会計並びに特別会計の審査意見書において、監査委員より、各事業において、その多くが国、県から交付されている依存財源により執行されており、今後5年程度で補助金等の削減が懸念されることから、国、県への財源確保の要望を並行しつつ、自主財源の確保の取組と今後のシミュレーションを行う必要があるという総合審査意見が出されているところではありますが、この意見を踏まえて、今後どのような取組が必要であると考えているか、短期的な対応と中期的な方針について伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

今後の財源確保の取組についてのおたただしですが、まず短期的な対応として、引き続き国や県に対する復旧・復興事業に係る財源の確保を強く要望していくことはもちろんのこと、経常的な経費については、予算査定の際に事業の目的や効果をより一層明確にすることで、既存事業における一般財源の抑制を図ってまいります。

また、ふるさと納税制度等を活用した新たな財源の掘り起こしや確実かつ有利な有価証券等による資金運用を行うとともに、未利用町有資産の売却や民間企業への貸付けなど、ファシリティマネジメントの視点に立った効果的な資産運用についての検討を進めてまいります。

中長期的な方針としては、まちづくり施策の推進による新たな移住・定住者の定着や中野地区復興産業拠点への企業誘致などによる税源の涵養に努めてまいります。

また、双葉町公共施設等総合管理計画及び双葉町個別施設計画に基づき、今後増加が見込まれる公共施設の維持管理経費を的確に捉えた上で、将来必要となる経費を確保できるように基金への計画的な積立てを検討してまいります。今後とも健全な財政運営に努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきたいと思います。

今回の監査委員のご意見を受けて、ちょっと私のほうも、確かにこれは大事なことだなということで、いろんなちょっと調べたりとかというところをしてきたところでもありました。やっぱりこの出る、入るをいかにコントロールするかというのが今後重要だろうということと、令和12年のところで一旦、次の復興期間というところで、国のほうは担保してくれるのだろうという希望的観測はあるものの、その先にどうしても一律に、今同僚議員の話も前段でもありましたけれども、だんだん双葉町スペシャルみたいなことがどんどんなくなっていってしまう中で、今できることをどんどんやりながら、いかに目指すべきところの財政規模だったり、事業の在り方だったりを整理していかなければいけないのだろうなというふうに考えている中で、今ちょっと町長からもいろいろお話が出てきたところなのですけれども、4つほどちょっと具体的に方針をお聞きしたいなと思います。

今、ちょっと前提として、町としては2,000人の規模を将来的に目指しているというところの数字があったので、これをちょっと前提にしないといけないかなと思うので、ちょっとここが前提なのですけれども、このぐらいの小規模自治体の事例をちょっといろいろ私のほうでも調べたのですが、やっぱり成り立っている自治体ってそこまで多くないというのが現状としてあって、その中でやはり国とのちゃんと交付税の確保をいかにし続けられるかという点、これをちょっと今後12年、その先というのは分からないところもあるのですけれども、やっぱり何かしら、この廃炉であったりだとか、いろんなものとしっかり絡めて財源確保、国との連携というのはとても大事だと思うので、この辺りのそういった国との連携をどういうふうにしていくか。

あとは、今、復興計画のプロポーザルの中でも、デジタル田園都市構想の予算を取ってくる、地方創生の予算を取ってくるというような、そんなようなプロポーザルの出し方もされているというふうに認識しているので、そういったところも含めて、どういうふうに国との連携で交付金を取っていくかということをお聞きしていきたいのが1つでした。

もう一方で、町税、町としてどういうふうに税金を取っていくかというのはとても重要だろうというふうに思っています。今、町の税金でいくと固定資産税だったり住民税であったり、事業税だったりそういったものがあると思うのですけれども、その辺りをどういうふうな方針で、今中野の産業拠点でも取り組んでいるところもあると思うのですけれども、ここをどういうふうに増やしていくイメージかということをお聞きしたいのと、併せてやはりこういった地方の小さい自治体だと、やはり外貨をいかに獲得するかというところは重要だと思っています。特に今ふるさと納税の話があったと思うのですけれども、具体的にこのふるさと納税でどういうところを深掘っていくか、どういうふうに事業者と連携していくかということがもしあればお聞きしたいなということが2つ目のところ です。

もう一つが、出るところで2つなのですけれども、公営事業の赤字の是正というところ、中長期的には今、公共施設の維持管理を基金への積み替えも含めてやっていかれるというふうにお話しされて

いたと思うのですけれども、ここの赤字がずっと出続けていると、やはりこれは健全に自治体運営していけないと思うので、今運営している公共施設の、これをどういうふうに赤字を極小にしていこうかというところを、どんな取組を、具体的に、今は産業交流センターというのが明確に1つありますけれども、それ以外にも今駅のコミュニティーセンターだったり、体育館跡地の商業施設であったり、この令和12年のところまでにはできることというのは何か、どんなことが出ていくお金を減らしていくためにどうしていったらいいかというふうに考えているかというのをちょっとお聞きしたいのが3点目でした。

さらに、町の今職員の皆さんの、2,000人規模となってくると、やっぱり事務職員がどうしても減っていかざるを得ないという状況が今後生まれてくるのではないかなと思っていて、その辺りで事務の効率化をどういうふうに図っていくか、これは多分広域的な観点がとても重要だと思うのですけれども、どんな分野をどういうふうに広域化していくといいのかというところを、ぜひどんなイメージでこれから取り組んでいくかというところをお聞きしたいなというところで、大きく4つ、入るところの税金のお話、国との連携と町税をどう確保していくかというところの、ちょっと具体的な方針があればお聞きしたいなというところと出るところ、公営施設の赤字をどうやって収益化、収益体制にしていくかというところと、事務の効率化をすることでマンパワーのところのコストを下げていくかというところの、こういった方針を多分令和12年、もっと先の話なのかもしれないのですけれども、段階的にやはり今の段階からできることをやっていかないといけないのかなというふうに思っていて、この辺り、今どんなポリシーを持っているかというところをお伺いできればと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、町の構想として、復興まちづくり計画の中で、避難指示解除後2,000人の人口を目指すということであっております。これは目標であって、結果として5年後に2,000人になるかということ、今の状況ですと非常に厳しい状況であるというのは認識しなくてはならないと思います。しかしながら、2,000人というふうな考え方でいきますと、交付税、これは基本的に国の考え方としては、いわゆる住民基本台帳、住民票の算定によって、今特例で継続して認めてもらっているということです。まだ住民票に関しては、国のほうからは、いつ避難先の人たち、戻ってきた人たち、住民票をどうしますというふうな話は具体的にはありません。双葉町の現状としては、まだ多少時間的な猶予があるだろうということで、この交付税措置に関しましては、当然住民基本台帳のカウントの仕方で、これは交付はある程度続くものだというふうに考えています。

さらには、税金の問題ですが、固定資産税、住民税、いろいろな税収に関しましては、住民税に関しては先ほど申し上げたような状況でありますから、まず人が増える状況になれば、住民税の増収ということは考えられないわけですから、いかにして移住をしていただくか、いかにして帰還をしていただくか、そういったような町の今後の取組に関わってくるというふうに考えております。

さらに、そのための税収を増やすためにはどうしたらいいかということは、今現在取り立てて考えられるものであれば、東京電力の5号機、6号機分の施設に関しては、双葉町の領域になっておりますから、大型償却資産税であったり固定資産税、いろいろな箱物、建物を今後計画的に整備をしていくような状況になりますから、そういったものである程度の税収は期待できるだろうというふうに思っております。

さらに、外貨ということで、ふるさと納税、こちらに関しましては、額としては今二、三千万円、たしか3,000万円近くになっていますけれども、ふるさと納税は増えている現状です。昨年から比べますとかなり、何千万円という単位ですけれども、かなり増えているというのが現状であります。さらに、ふるさと納税を行う返礼品、こちらに関しましては、今現時点で双葉町で返礼品に対応できるものというのは限られたものでしかありません。1つは浅野燃系のタオルであったり、双葉町のお菓子をつくっていたところでやっているお菓子であったり、今後どういうふうなふるさと納税として提供できるか、そういったものを今後、簡単に言いますと、そういう品目を増やすことによって、双葉町にふるさと納税をしていただく方にとってメリットがあるかということに尽きると思いますので、そういったものの商品開発も含めて取り組んでいければと思っております。

あと、公共施設の維持管理、こちらに関しましては、今のところそんなに収入的にはマイナスになっているということではありませんが、例えば産業交流センター、当初建築したときに、貸し事務所ということで、もし入らなければどうするのだというふうなご指摘が議会のほうからありました。幸いにも今現在、全ての施設は借りていただいているということで、そういったものの賃貸の収入というのは定期的に入っております。そういったことで、公共施設ですから黒字ということよりも、何とかバランスが、赤字にならない程度の経営ということが、我々とすれば、行政の考え方としてはそういうふうなものかなというふうに考えております。

あと、コミュニティーセンターや、その後の問題ですけれども、こちらに関しても、いろいろ今検討して、将来的にどういうふうにご利用するかというふうな考えであります。まずは赤字経営にならないような収益性の上がるものということで考えております。そういったようなことに関しましては、例えばコミュニティーセンターについては、宿泊施設ということを目指して今改修を始めようとしておりますが、そういったものが、泊まっていただく人たちがいろいろ多くなることによって交流人口、双葉町を訪れる人たちが増えることによって、ある程度収益性は上がってくる可能性があるのではないかと、そういうふうには考えています。

さらに、2,000人規模の行政であれば、今の職員数、これに関しては将来的にこのままであればもちろん削減をしていかななくてはならないと、これは当たり前のことです。それがいつまでこの状況の人員で対応できるかというのはちょっと読めない状況ではありますけれども、一番連動してくるのは、住民票の取扱いの制度が国としてどういう判断するタイミング、それに関わってくると思っています。そういったことも想定しながら、職員数の適正化というのを考えていかななくてはなりませんし、いず

れにしても双葉の現状は決して楽観視できるような状況でないというのは、我々執行部では自覚をしておりますし、そういう認識は持っております。

ただ一方で、今第2期復興・創生期間が終了し、第3期復興・創生期間が来年度から始まるという状況の中で、第2期復興・創生期間よりは、今回、石破総理の時でしたけれども、第3期復興・創生期間は約2,000億円ほど復興予算というのは増えている現状です。特に我々申し上げているのは、避難指示解除が一番最後になった当町に関しては、先行的に避難指示解除した自治体と同様の最低限のインフラの整備というのは必要だろうと。我々多くを望んでいるのではなくて、先行的に避難指示解除した自治体並みの、まずそのインフラができるということが、まず必要絶対条件だろうというふうに考えておりますし、そういうことができない中で、町の財政的なものに関して、国から例えば交付税の交付をもう見直しますよという話はないというふうに確信しております。そういったことの間、でき得る限りの手を打って、町が健全な財政になっていくような取組をしていかななくてはならないと思っておりますし、今現在、これは議会の中でも、監査のほうとか双葉町の財政状況の指標は提出させていただいておりますが、一番財政力とか実質公債費比率を見たときに厳しい状況であるかということ、今の実質公債費比率そのものも大体2%から3%前後ですから決して悪い状況ではないと。財政力指数に関しましても、1を超える状況ではありませんけれども、0.9近くまでいっているということで、まだ町としては危機的な状況には陥っていないと思っておりますし、まだ少し当分の間は余力があるのかなと。

あと一方は、基金造成です。町として基金造成は、たしか、はっきりした数字は、私のうろ覚えのあれなのですが、約700億円ほど町としては基金を造成しております。そういった部分で、町の基準財政需要額を考えますと、双葉町のレベルですと大体30億円から40億円ぐらいの規模感だと思っています。そういったことからしますと、その基金を全て自由に使えるわけではありませんけれども、ある程度自由に使える基金を造成しておりますから、10年から15年ぐらいは何とかぜいたくをしなればもっていくのではないかというふうな、今の財政状況だと思っております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。このような状況の中で、この質問をするということも、ちょっと私自身も難しいというふうに理解しているのと、本当に期限を決めてしまうことで絶対に難しくなってしまうので、やはりいつどうなるかというのは、本当に今の町の状況がしっかり安定化してから、しっかり国のほうとも進めていくというのが前提だろうというふうに思っているのですが、ちょっと頭の体操的にはこういったところを考えていくのはとても重要ななと思っていました。

その中で、ちょっと再々質問というところだったのですが、住民の台帳はやっぱりお話、交付税を増やしていくにはというところもあったと思うのですが、やはりこの辺り、どうやって人口を増やしていくかというところもあると思います。移住政策も今進めているところだったり、企業誘致も進めているところだと思っておりますけれども、やはり一番この場所で住んで暮らしての基本、

特に若い世代になると思うのですけれども、やはり働いてというところで、かなり大きなウエイトを占めるのだらうなということで、町長もかねてよりそのためにこの中野の拠点を整備するのだということが進められてきたと思うのですけれども、一方で、なかなか住居とかいろんな兼ね合いはあるものの、なかなか住民になっているかと言われると、まだまだ課題があるのかなとか、会社のほうもそういう事情もあるがゆえに、なかなか雇用のほうに、まだ募集がかからなかったり、どうしてもそういう雇用のコストがかかってしまったりとか、もちろん誘致された企業だけではなく、既存のやはりここでビジネスをされていた、もともとの双葉のビジネスのオーナーさんもそうだと思うのですけれども、やっぱり人を雇うための課題を整理して、そのために行政として枠をどういうふうに、制度をどういうふうに構築していくかというのはとても重要ななと思っているところでした。

なので、この雇用だったり、ビジネスオーナーを軸にした何らかの人を双葉町に入れていくということの取組というのはとても今後重要になってくるのではないかなと思うので、その辺りの現状把握だったり、今後その雇用に向けた何らかの町のサポートみたいなところを、どういうことを考えているかというのをちょっと再々質問でお聞きしたいのが1点でした。

もう一点が、今余力だったり基金という話が出たと思うのですけれども、やはりこれは復興財源にかなりちょっと依存をした状態で余力があるというふうなところだったり、基金も紐づけの基金があって、700億円あるけれども、全てが全部自由に使えるわけではないというのはそういうところにも紐づいているかと思うのですけれども、今回北海道の沼田町にお邪魔させていただいて、すごく勉強になったなと思ったのは、沼田町は旧来の病院と小売がもう立ち行かなくなってしまったのを、いかに再編して構造を変えて小さくしていくかということにトライをしたがゆえのコンパクトシティという計画で、今回お話を聞かせていただいたのですけれども、双葉町の場合は、既存の規模があって、それを縮小していこうとか拡大していこうというものがない中で、まずは何とか規模を拡大して行って、将来的なサイズを見定めながら規模を拡大しなければいけないというところが、ここはとても難易度が高いというふうに思っていて、2,000人のためになのか、本当にちょっといろんな落としどころあると思うのですけれども、どこまで開発をしていくのかということも、あと将来的なやはり落としどころ、コンパクトにしていくのか、さっきの広域事務とかもそうだと思うのですけれども、特に医療とか福祉は、かねてから質問をさせていただいていますけれども、かなり広域的に仕組みつくっていかねばいけないところもあると思うので、そういったところを何か見据えながら、身の丈に合った開発をしていくというのが重要ななと思うので、この辺り余力のあるうちにどこまでやるべきだと考えているかということと、どのぐらいの規模を許容するというか、ちょっと難しいと思うのですけれども、このぐらいの落としどころがベターなのではないかということも、何かちょっと考えていらっしゃるところがあれば、ちょっとお聞きしたいなというのが2点でした。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、今質問にあったことには非常に、はっきり申しますと答えづらい部分が多いというふうに考えております。ただ、今現在、私の考えていることは、お話しできるので、その辺をお話をさせていただきたいと思います。

まず、人口を増やすということが一番将来的に町にとって大切なことだというふうに考えております。ですので、これは議会の議決もいただきましたけれども、震災当時、双葉町に住民票のあった方が新たに双葉町に戻って住宅を再建される人に関しては、町で500万円、県で300万円の2階建ての800万円補助を出すと、そういう制度をつくりました。さらには、住宅を造るのは大変だと。避難先でも家を再建しているので、新たに帰ってきて住宅を建てるものに関しては非常に負担が大きいと。そういう方が多いというふうに伺っておりますので、だったら賃貸の住宅、新たに双葉町に住民になっていただく方のための、いわゆる賃貸住宅を増やすための取組ということで、これも議会の議決をいただきましたけれども、双葉在住の事業者であれば、いわゆる土地の40%、建築費の35%、これは町として補助を出しますと。町外の人であれば、町外の事業者であれば、建築費に関しては25%、そういったような補助制度をつくりました。

一方、それがどの程度の効果になっているかということに関しましては、来年初夏にオープン予定の大和ライフネクストのホテル、こちらの従業員、働く人たちの社宅とかを大和として造ると。今、双葉町の職員がよく入っている賃貸住宅のそばに、今3階建ての建物を2棟造っています。これは38室の掛ける2ですから76、大和ライフネクストでどのぐらいの人を雇用するかというと30名という話を伺っていますから、その半分以上の部屋に関しては賃貸と。双葉町に住みたいという方に関しては、ある程度、全部が全部足りているということではないですけれども、ある程度の規模感としてはあります。

一方では、民間で体育館周辺でアパートを建てたいという方の話も伺っておりますが、そういったものが出てくると、大体100近くぐらいの民間の住宅が、賃貸住宅ができるのではないかとというふうに考えております。町内の居住人口の増加には非常に大切なものだろうと。まずは、住居を確保すること、さらには先ほど議員からご指摘ありました中野の復興産業拠点の双葉町に誘致した企業の雇用、これに関しては足りていないのではなくて、双葉町で中野の復興産業拠点に進出している企業に就職している方が少な過ぎます。実は、ほとんど町外の方が就職しています。そういった方が双葉に住んでもいいよという方も結構おられるので、そういう人たちを双葉の住民として引き込むというふうな取組もしていかななくてはならないということ。そういった部分で、今現在、中野の復興産業拠点の操業している企業の数、大体20操業しております。そういったもので、いわゆる人材の確保が不足しているという言い方はよくされます。双葉の人に入ってもらいたいから、採用をいわゆるそういうふうな専門の場所をお願いしているのだけれども、双葉町で手を挙げて働きたいという人があまりにも少な過ぎると。なので、町外に枠を広げて、遠くは相馬地区、南はいわき地区、そういったところから通う人、またそういう人たちが双葉町に住む場所がなかったことによって町外に居住してい

るといふような現象も起きております。そういったものを、今出ていった人たちが戻ってくるというのはなかなか厳しいですけれども、また新たに双葉町に新しいそういうふうな住宅のエリア、スペースができれば戻ってきてもいいよ、入ってもいいよという方が増えるというふうな期待をしておりますから、そういった人たちも増える可能性があるのではないかというふうに考えております。

あと、医療、福祉、これは非常に難しい問題で、震災前、震災の年、平成23年の4月に県立大野病院と双葉厚生病院の統合問題がありました。大野病院と双葉病院と診療科目をすみ分けして、双葉町にもそれなりの診療施設ができることになっておりましたけれども、今回の震災で、これはご破算になって白紙になってしまい、厚生病院は撤退というふうな状況になりました。私考えているのは、各自治体そのものに医療施設は必要なのですけれども、ある程度セカンドオピニオンの医療施設で、2次医療に関しては、どこかに集約しなければ、今福島県内のお医者さんというのは、全ての自治体でも不足している状況ですから、それを充足させるためには、やはり一極集中というわけではないですけれども、そういうふうな対応のできる病院ということを考えるべきだろうということで、県立大野病院に集約するべきだろうというふうに考えております。県立大野病院そのものは、20の診療科目をつくる計画になっております。ところが、建築が決して進んでいる状況ではない。まだ病院の解体が進んでいない。病院の解体を早期にすることによって、ハードの部分の病院の建物を早期に造るべきではないかということで、双葉郡の町村会では県のほうに申入れしております。なぜかといいますと、まず建物がなかったら人も来ないでしょうと。ソフトを進めていくのには、そういうふうな施設を造って、オープンできる診療科目からまず段階的にやっていくべきだろうと。20の診療科目を一気にお医者さんの確保をするということは、まず今の福島県内の医療体制からすると非常に厳しい状況になっているというふうに考えられますから、まず箱物を建てて動かせる診療科目からオープンをしてみようというふうな考えで取組をしていくということが大切だと思っております。

あと、福祉に関しましては、これは今非常に町の居住人口を考えますと、なかなかそこに一点集中で力を入れるというふうな現状にはなかなかできない状況になっています。しかしながら、居住している方は高齢者の方が多いということで、福祉であったり、介護であったり、そういった分野には力を入れていかななくてはならないだろうと。ショートステイとかデイサービス、そういったものに関しては駅西に造る、福祉施設ができますから、そういったもので、今後ケース・バイ・ケースといいますが、人口の動態状況、さらには帰還をする住民の皆さんの年齢バランスを見ながら取組をしていくしかないだろうというふうに考えております。

さらには、最終的には特別養護老人ホームとか、そういった施設も必要になってきます。これは町単独でやるのにはもう限界があるというふうに考えています。双葉町のせんだんがいわき市で仮設の施設を造っております。その中でも双葉住民が最優先で入ることになっておりますが、双葉町以外の被災をしている自治体、さらにはいわき市の人たちもそこを利用してもらおうような取組をしているというふうに伺っております。そういったことで、町単独ではなくて、これはある意味広域連携という

ことで、他の自治体とも協力し合いながら、そういった特別養護老人ホームを利用しなくてはならない人たちのための施設を今後連携しながら造っていくという構想になるように、話を今現在している途中であります。それがなかなか進められる規模感というのが、我々なかなか想定はできていないのですけれども、ある程度の規模感でそういったものを造っていかなくてはならないというふうに、来年度は、令和8年度はそれを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に行かせていただきます。2、組織体制の強化について。令和6年第2回議会定例会にて、総務省の人材育成・確保基本方針策定指針を踏まえた町の方針策定について質問をさせていただき、方針策定の必要性を認識しているとのことをご答弁をいただきましたが、その後の検討状況について伺います。

また、最近の不適切事務処理の発生が続いている状況も踏まえ、働き方の見直しやDXの導入、複数メンバーでの業務遂行など、個人のスキル向上だけでなく、マネジメントや組織全体でカバーできる体制づくりが重要と考えますが、組織体制強化に向けた現状の課題と今後の取組について伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 組織体制の強化についてのおただしですが、人材育成・確保基本方針策定に係る検討状況については、他自治体における基本方針などを参考にするため、情報収集に努めているところであります。当町では、平成18年3月に双葉町が求める職員像や職員に必要な具体的能力など、6項目による「双葉町職員人材育成基本方針」を策定しております。その後、東日本大震災及び原子力発電所事故の発生による町を取り巻く状況が大きく変化したため、人材育成や人材確保に加えて、職場環境の整備やデジタル人材の育成・確保など町が抱える行政課題に適切に対応した基本方針を策定したいと考えております。

組織体制強化に向けた現状の課題については、職員の病気休暇や離職の防止に向けた検討とともに、若手職員の育成が課題であると考えております。そのため、管理職職員に対しては、所属職員との緊密なコミュニケーションを積極的に図ることで職員の状況を把握し、業務管理に取り組むよう指示しております。

また、管理職、係長、主査、新採用職員などの職位ごとに外部講師による研修を実施し、職位に応じて求められる業務や職員間のコミュニケーションの図り方、ストレスを抱え込まない方法などについて学ぶことができるよう取組を進めております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。3つの観点からちょっと質問させていただきます。

1つは、やはり個人のスキルという部分で、ここは今ご答弁があったので、人材育成・確保基本方針ですか、ぜひ前向きに検討していただいて、どういうふうなステップで個人が成長していくかというところを町として支えてあげるといふところをぜひ検討していただきたいなというので、ちょっとこの観点は、引き続きご検討いただけたらというところでした。

2つが、仕組みと文化かなと思っていて、1つが町の組織体制というところで、なかなかいろいろ人のやりくりとか、今後人材、事業の、特に力を入れていく事業とかというところを明確にしながら組織をつくっていくということも大事なのではないかなと思っていて、さきにいろんな行政視察のところでも議会としても視察へ行かせていただいたのですが、結構子供とかそういったところに特化する場合は、結構関係する課の上に部を置いて、部長を置いて組織横断的にマネジメントするような組織をつくられている自治体もあつたりだとか、それこそ少し課を減らして、今までの課長職のところを少し減らしながら係長職であつたりだとか、そういったちょっと部ではないですが、そういった組織図にすることで、少しマネジメントが横連携するということもあるというふうには思うので、何かこの辺りを少し、今の町の状況に合わせていろんな形を変えていくということも必要になってくるのではないかなというふうに思っていて、この辺り、どんなふうな形、今現在考えていらっしゃるかというところ、ちょっと仕組みのカバー、仕組みでの組織でのカバーというのですか、そういったところはどんなことを考えているかというのを1点お聞きしたいなというところでした。

あともう一つが、何か文化的なところ、働き方の文化というところなのかもしれないのですが、この中にDXであつたり、いろんなテクノロジー使って人の工数を減らしていったりだとか、もともとこういう仕事の仕方をしていただけでも、それを変えていくのはどうかとか、そういったものをトライしていくのも大事なのではないかなというふうに思っているところでした。例えば議会の場合は、今回タブレットを導入して、最初は不安だったのですが、意外に皆さん同士で協力しながら、こうやって使っていこうだつたり、文書を減らしてネットワーク上に載せておいてみたいなのが普通の会話として今出てくるような状況にもなっているので、やっぱりその環境をつくっていくということで働き方が変わっていくということもあるのではないかなというふうに思っています。

かねてより町長からも、指示はしているのだよという話も、課長会議で指示はしているよというお話もされてはいたと思うのですが、やはりその根本から環境を変えることで、働き方の文化を変えていくということも大事な側面かなと思っていて、この辺りをちょっとどういうふうに捉えていらっしゃるかというところを2点目としてお伺いしたかったです。

最後3点目なのですが、若手の育成というお話があつたと思うのですが、結構隣接町だと、これなかなか負担が大きくなるので大変な部分はあると思うのですが、隣接町だと、結構有志の若手チームをつくって、そこに予算をつけてあげて、若手の裁量でいろんなことをトライ、イベントであつたり、住民との交流であつたり、そういったことをトライしているという実例を聞いたことがありました、ちょっとこの辺りは議会のいろんな皆さんとの意見も必要だとは思いますが

れども、そういった裁量を持たせた、ちょっと仕事、業務とは少し一線を画した若手の育成方法というの、ゼロイチをつくっていく、今双葉町、0から1を仕事にしていくことがとても多いと思うので、そういった環境を若い人たちに与えてあげるというのも、一つ育成の環境としてはあり得るのかなと思っていて、そういった若手育成に向けた環境づくりみたいなところを追加でちょっとお聞きしたいなというところで、以上3点、ちょっと再質問させていただきます。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、私のほうから答えられる部分に対して答弁をさせていただいて、足りていない部分に関しては総務課長のほうから説明をさせます。

まず、組織体制の見直しなのですが、組織体制については、復興の進捗や解決すべき課題を的確に捉えて適切に見直していくことが必要であると考えます。一方で、組織体制の見直しは、平常に戻るまで一時的に職員に対する負担を増大させるものであり、一定程度の効果が発現できるか慎重に見極める必要があります。現時点におきましては、大きな組織改編をする状況にはないと考えております。

また、DXの導入とか、働き方見直しとか、そういったようなものに関しましては、DXの導入については、事業者からの提案や他自治体の導入実績などを見極めながら導入を進めていきたいと考えております。また、働き方見直しについては、職員の事情に応じて勤務時間の変更やテレワークの推進などを取り組んでおります。

残りは総務課長のほうに説明させます。

○議長（岩本久人君） 総務課長、橋本靖治君。

○総務課長（橋本靖治君） それでは、山根議員の再質問に説明させていただきます。

ご質問のあった中で、先ほど3つ目だったかと思えます。有志の若手チームの、予算つけてイベントを、若手育成についてどう考えているのかというところですが、今現在、若手職員と呼ばれる大卒の新採用職員、それから社会人、それから任期付職員というような形で、比較的若い、一方で、大卒とかではないような職員の方に入っているような状況でございます。この方たちには、やはり双葉町のことをあまりよく知らないという現実もあつたりいたします。その中で、今町の取組としましては、復興まちづくり計画、そういった計画の策定を進める中で、若手職員を中心とした幹事会、そういった幹事会を組織する中で、町のことを知り、そして若手職員同士で今後のまちづくりについて考え、検討していく。それを町の幹部といいますか、我々課長級の幹部職員のほうにもいろいろ提案をいただくというような中で、若手職員の中でコミュニケーションを図りながら、まちづくりに積極的に関わっていただくというようなところ、今まずそういった取組もしているところでございます。

また、イベントにつきまして、特に町が主催するようなイベント、そういったものに関しても、特

に若い職員も積極的に関わるようにというような形でいろいろ進めて、参加を促すような取組は進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。

先ほどちょっとDXのほうの件で、もう一つ再々質問でというところなのですが、例えば機械化だったり、そういったテクノロジーを入れていくというところはもちろんあると思うのですが、そもそもの仕事の整理をしていながら、どこをDX化していくかというのはとても重要なと思っていて、たまに議員にもいろんな通知を紙で頂いたりとかというところもあるのですが、何かこういう小さなところからでもいいので、我々今タブレットになっていたりもするので、こういう通知来ましたよというのを例えば事務局に入れてもらえれば、そのままメールで共有されたりとかというところもあるので、何か意外にそういうところから、小さなところからちょっと業務を見直して少し減らしていくということもできるのではないかなと思うので、ぜひその辺を網羅的に確認したりとか、こうしていったらいいのではないかという意見交換していくのがいいのではないかなと思うのですが、その辺りちょっとぜひ最後お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今現在、町として取り組もうとしているものは、決裁の省力化とかというふうなことで、今そういうふうなものを検討始まっております。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩本久人君） これで一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2時27分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月10日（水曜日）午前9時30分開議

開 議

- 日程第1 議案第52号 双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第54号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 西郷内橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 議案第58号 深谷こ線人道橋撤去工事に係る協定の一部変更について
- 日程第8 議案第59号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第60号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第61号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 令和7年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第63号 令和7年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第64号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	渡部 昭洋 君	2番	山根 辰洋 君
3番	小川 貴永 君	4番	伊藤 哲雄 君
5番	作本 信一 君	6番	菅野 博紀 君
7番	高萩 文孝 君	8番	岩本 久人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティー センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 農事局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

開議の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君については、本日、着座により発言することを許可いたします。

議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
なお、本日の会議における議案等に対する採決は、押しボタン式投票によって行います。

議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第1、議案第52号 双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第52号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第2、議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第53号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第3、議案第54号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をします。
お諮りします。議案第54号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第4、議案第55号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をします。
お諮りします。議案第55号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第5、議案第56号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第56号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」「休議」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時36分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票の結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第6、議案第57号 西郷内橋橋梁補修工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第57号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票の結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

(「休議」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時40分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第7、議案第58号 深谷こ線人道橋撤去工事に係る協定の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をします。
お諮りします。議案第58号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第8、議案第59号 指定管理者の指定についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をします。
お諮りします。議案第59号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第9、議案第60号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第9款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第20款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 7ページになります。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 9ページになります。第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第60号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第10、議案第61号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第5款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第61号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第11、議案第62号 令和7年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第62号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第12、議案第63号 令和7年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 歳出に入ります。

第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第63号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

- 議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（岩本久人君） 賛成全員です。
よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号の質疑、討論、採決

- 議長（岩本久人君） 日程第13、議案第64号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書の11ページ、実施計画明細書により行います。
収益的収入、第1款下水道事業収益。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 収益的支出、第1款下水道事業費用。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をします。
お諮りします。議案第64号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（岩本久人君） 日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本久人君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員派遣の件

○議長（岩本久人君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前 9時55分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 岩 本 久 人

署名議員 小 川 貴 永

署名議員 伊 藤 哲 雄